



九州産業大学

産学連携のご案内

KYUSHU SANGYO UNIVERSITY

九州産業大学「産学連携のご案内(第3版)」の発刊によせて

九州産業大学
学術研究推進機構長（学長）

本学は昭和35年の開学から幾星霜を経て、学園創立50周年という節目の年を迎えます。現在、8学部20学科、大学院5研究科博士前期課程12専攻・博士後期課程6専攻を擁し、充実した研究・教育体制を整え、西日本屈指の総合大学として発展を続けています。

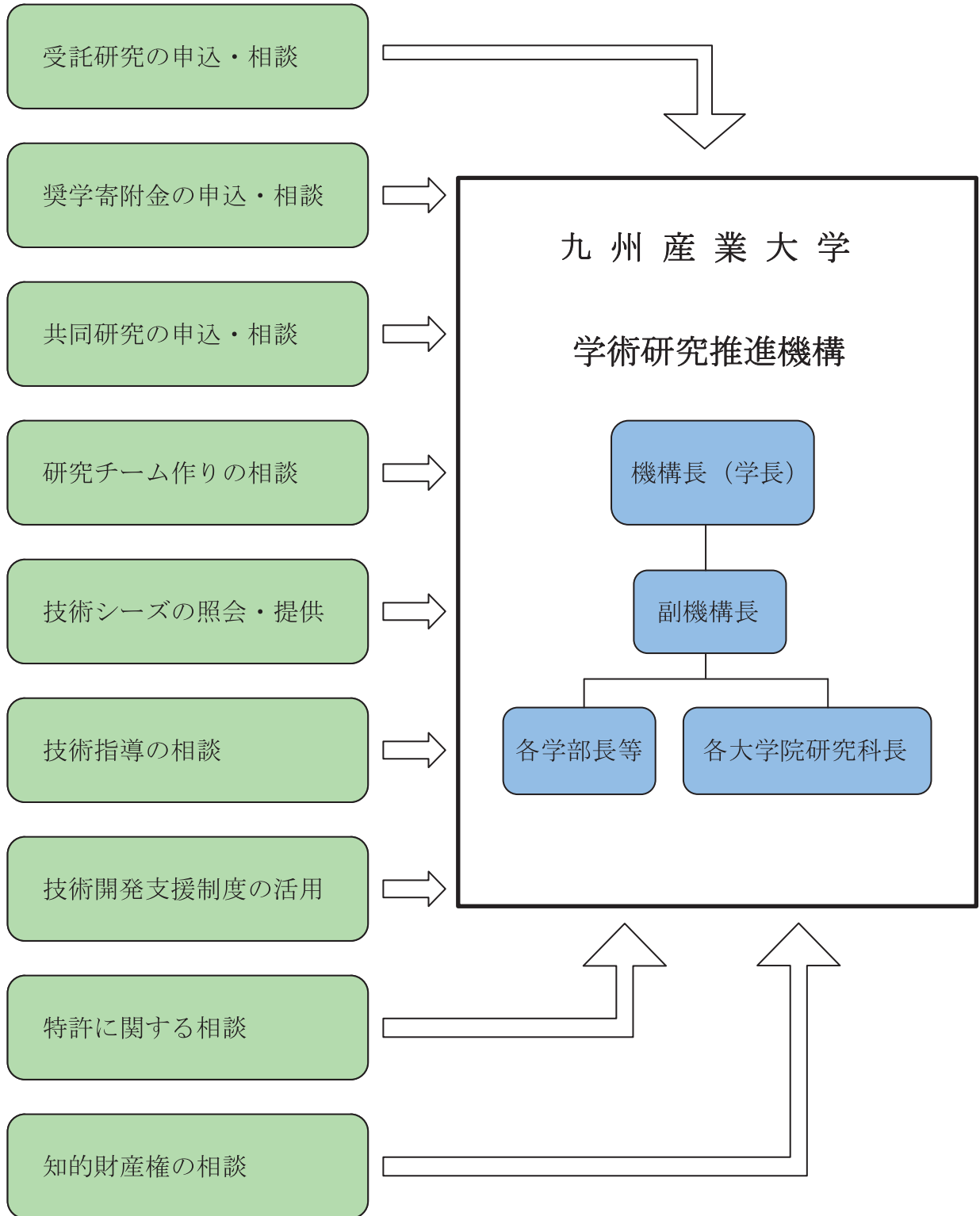
産学連携の重要性が認識されて以来、国等は産学連携のための法律・制度の整備や予算の確保等を行ってきました。本学においても、産学連携を積極的に推進するため、学長を機構長とする「学術研究推進機構」を設置し、産業界・官公庁・地域社会および教育研究機関との連携のもと、学術基盤研究の推進に関する事項は勿論のこと、研究資金導入や技術シーズの提供等、産学連携に関するあらゆる事業を積極的に推進しているところです。

企業をはじめとする学外からは、大学は敷居が高い、研究協力をお願いするにしてもどのような制度があるのか分からない、相談窓口が分からない等の声が寄せられています。また、学内外を問わず、共同研究と受託研究の相違点、特許活用方法等産学連携の具体的な取組みについても、様々な相談が寄せられるようになって参りました。これらの疑問や相談に応えるとともに、本学の産学連携の推進に資するため、「産学連携のご案内(第3版)」を作成しました。

本書には、本学の産学連携に関する制度の活用方法に止まらず、特許出願から実施許諾に関するものまで掲載し、産学連携をより積極的に推進することが出来るように工夫しました。

本書が様々な分野で活用され、産学連携や地域貢献の一助となりますことを期待してやみません。最後になりましたが、本書の発刊にあたりご協力いただいた関係各位に感謝申し上げます。

何時でもお気軽にご利用下さい



目 次

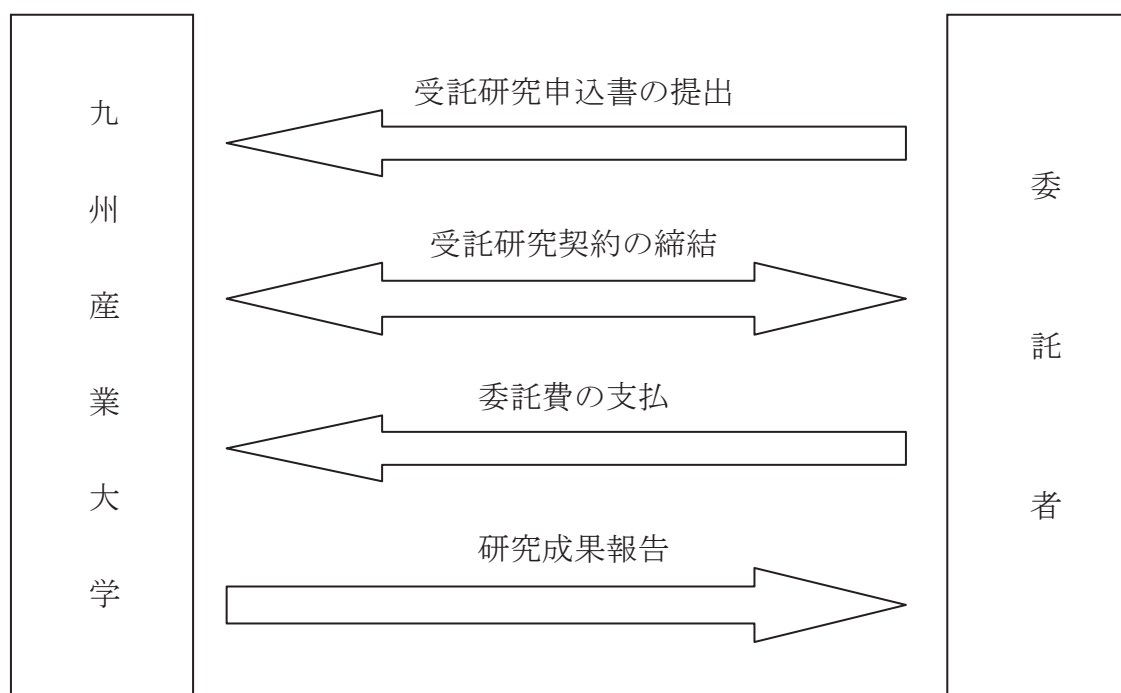
| | |
|--------------|----|
| 受託研究 | 4 |
| 奨学寄附金 | 6 |
| 共同研究 | 8 |
| プロジェクト研究所 | 10 |
| 発 明 | 12 |
| 特許出願 | 14 |
| 特許出願から登録 | 16 |
| 国際出願 | 18 |
| 国際特許出願支援 | 20 |
| 実施許諾 | 22 |
| 九州産業大学の構成 | 24 |
| 九州産業大学へのアクセス | 25 |



受託研究

■概要

受託研究とは、九州産業大学が官公庁・教育研究機関・企業等から委託を受けて、本学の業務として行う研究等で、これに要する経費を委託者が負担するものをいいます。



■受託研究申込書様式 5 ページ

■受託研究契約書に記載すべき事項

- ・受託研究経費の取扱に関する事項
- ・受託研究期間等に関する事項
- ・受託研究で発生した知的財産権の取扱に関する事項
- ・研究成果の公表等に関する事項

■知的財産権の取扱

受託研究を実施することにより得られる知的財産権は、委託者と本学の共有とし、持分は協議の上決定します。

平成 年 月 日

受 託 研 究 申 込 書

九州産業大学長
殿

住 所
名 称
代表者名

印

九州産業大学受託研究規程を遵守の上、下記のとおり受託研究を申し込みます。

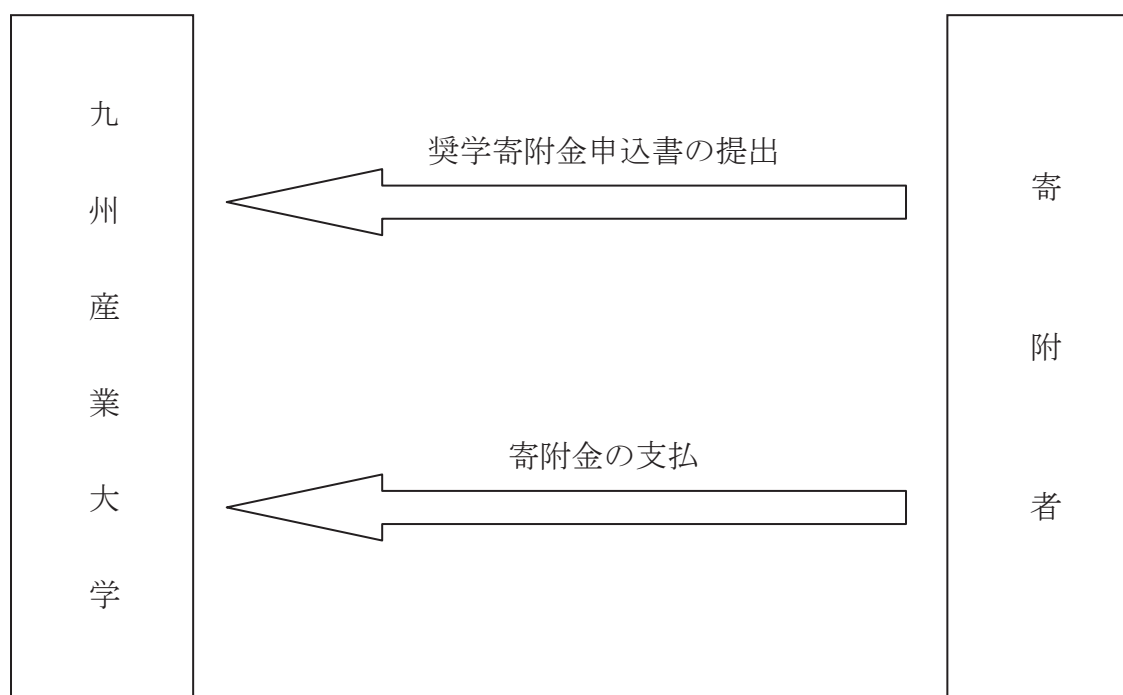
記

| | |
|---|----------------------|
| 1. 研 究 課 題 | |
| 2. 研究目的及び内容 | |
| 3. 研究期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 4. 研究に要する経費の 負担額 | 円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| 5. 九州産業大学における 研究担当者 所属 職 氏名 | |
| 6. 提供設備等 | |
| 7. その他 | |

奨学寄附金

■概 要

奨学寄附金とは、九州産業大学の教育研究の発展のため、九州産業大学の専任教員又は部所等を指名して、企業・官公庁・教育研究機関等及び個人から、寄附されるものをいいます。



■奨学寄附金申込書様式 7 ページ

■知的財産権の取扱

奨学寄附金による研究の結果、知的財産権が発生した場合の権利の帰属並びに利用等については、「発明」（12 ページ）を参照して下さい。

■免税等の取扱

寄附者が法人の場合、寄附金の全額が損金に算入され税金はかかりません。また、寄附者が個人の場合、総所得額から寄附金の額を控除でき、税金の額が軽減されます。

平成 年 月 日

学校法人中村産業学園理事長
殿

住 所
名 称
代表者名

印

奨学寄附金申込書

九州産業大学奨学寄附金取扱規程第2条の規定に基づき、下記のとおり奨学寄附金の寄附を行いますので、ご受領方よろしく申し上げます。

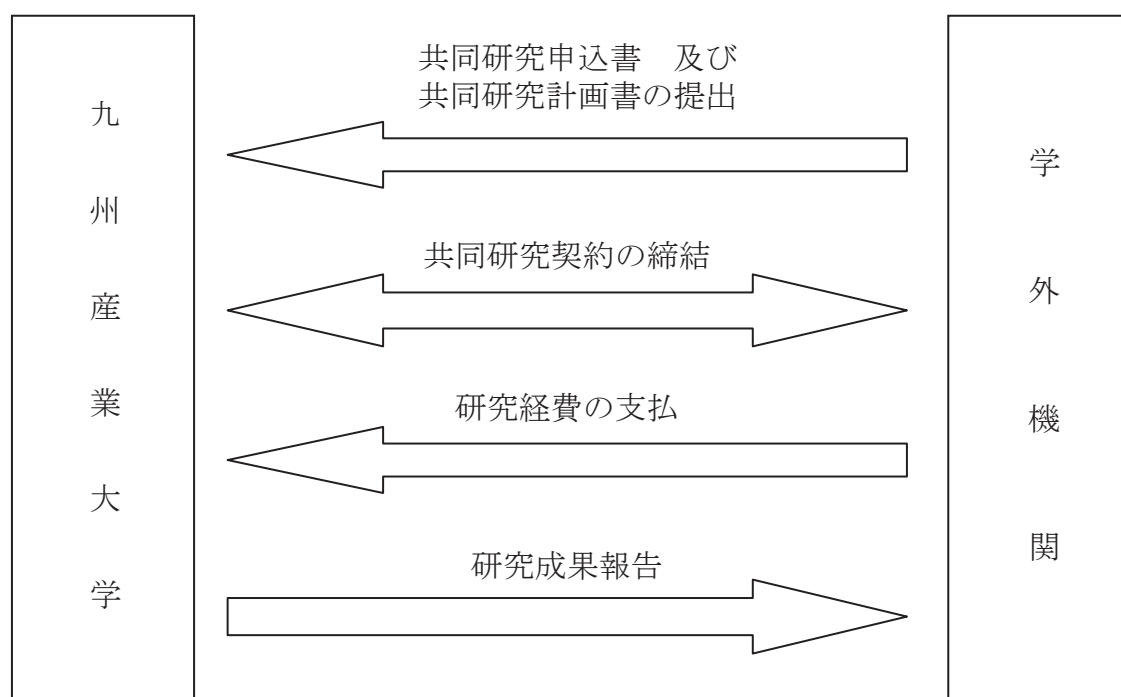
記

| | |
|----------|---------------|
| 寄附金額 | 金 円也 |
| 受入れ先 | |
| 寄附目的 | に関する教育研究助成のため |
| 寄附金払込予定日 | 平成 年 月 日 |
| 寄附条件 | |
| その他 | |

共同研究

■ 概 要

共同研究とは、九州産業大学が学外機関から研究員及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員が研究代表者又は共同研究者となって、当該学外機関の共同研究者と共通の課題について、共同で行う研究をいいます。



■ 共同研究申込書様式 9 ページ

■ 共同研究契約書に記載すべき事項

- ・ 共同研究経費の取扱いに関する事項
- ・ 共同研究期間等に関する事項
- ・ 共同研究で発生した知的財産権の取扱いに関する事項
- ・ 研究成果の公表等に関する事項

■ 知的財産権の取扱

共同研究を実施することにより得られる知的財産権は、「発明の取扱」（12 ページ）を参照して下さい。

平成 年 月 日

共同研究申込書

学校法人中村産業学園理事長

殿

住 所

名 称

代表者名

印

九州産業大学学外共同研究規程を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

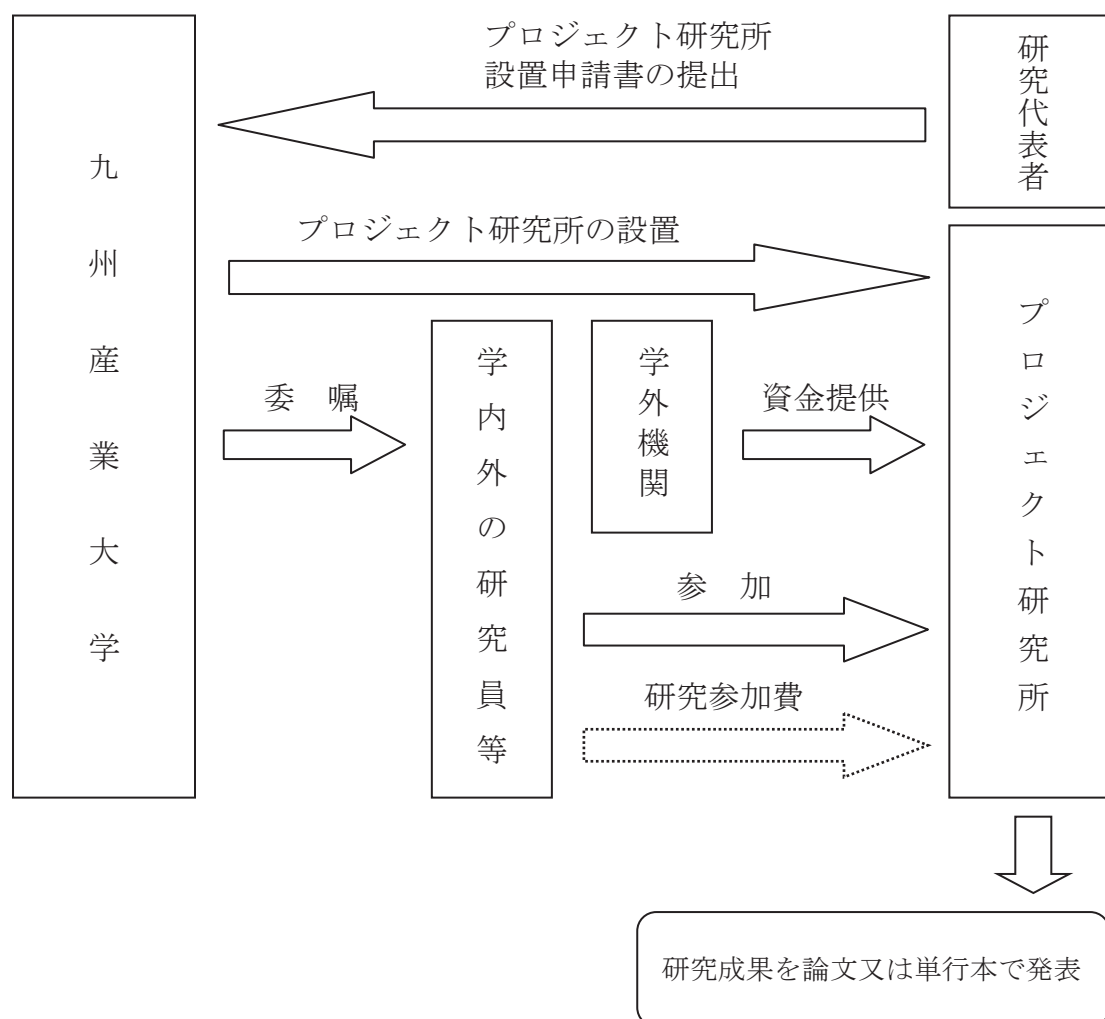
記

| | |
|---|---------------------|
| 1. 研究課題 | |
| 2. 研究目的及び内容 | |
| 3. 研究期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 4. 研究実施場所 | |
| 5. 研究に要する経費の負担額 | 円 |
| 6. 学外の共同研究者 所属 職名 氏名 | |
| 7. 九州産業大学における 研究代表者等 所属 職名 氏名 | |
| 8. 提供設備等 | |
| 9. その他 | |

プロジェクト研究所

■概 要

プロジェクト研究所とは、学外研究資金等による自主的研究及び学際的共同研究を行うため、九州産業大学の専任教員が研究代表者となり、複数の研究者が共同で行う研究をいいますが、研究所の設置期間は5年以内となっています。



■プロジェクト研究所設置申請書様式 11ページ

■知的財産権の取扱

奨学寄附金による研究の結果、知的財産権が発生した場合の権利の帰属並びに利用等については、「発明」(12ページ)を参照して下さい。

プロジェクト研究所設置申請書

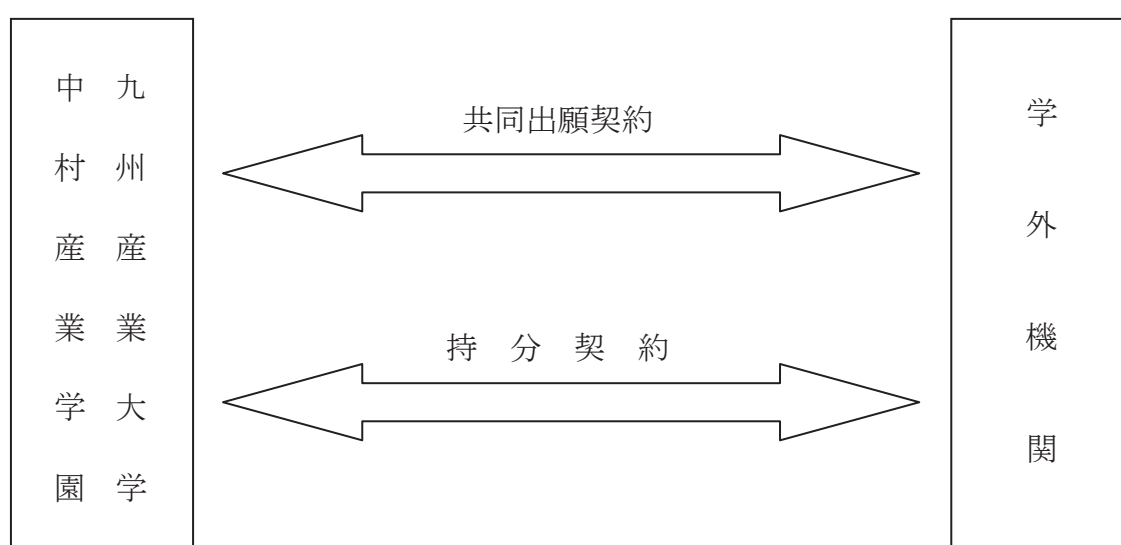
| | |
|-------------------------------|--|
| 名 称 | 研究所 |
| 申 請 者 (研 究 代 表 者) | 九州産業大学 学部 研究科 |
| 研 究 概 要 | |
| 設 置 期 間 及 び 場 所 | 自 平成 年 月 日 ～ 至 平成 年 月 日 九州産業大学 学部 研究科 |
| 研 究 組 織 | |
| 研究員の研究参加費 及び学外研究資金等 の概要 | |

研究組織に学外者を加える場合は、所属・職名等を記入してください。

発 明

■概 要

本学の教員は、「学外機関」との共同研究または受託研究により発明が生じた場合には、発明届を学長に提出しなければなりません。学外機関との共同研究または受託研究以外の研究により発明が生じた場合においても、発明届を学長に提出することが出来ます。



■発明届様式 13ページ

■知的財産権の取扱

「学外機関」との共同研究及び受託研究により特許を受けることができる発明が生じた場合には、本学園と学外機関は、共同出願契約及び持分を定めた持分契約を締結し、共同出願を行います。

■補償金の支払い

本学園が特許を受ける権利を承継し、これを特許出願したときや、これが登録されたとき、さらには、特許権の実施又は処分により利益を得たときは、当該特許権に係る発明をした本学の発明者に対し、補償金規程により補償金を支払います。

平成 年 月 日

九州産業大学長

殿

学 部
研究科

氏名 _____ 印

発 明 届

下記の発明をいたしましたので、「九州産業大学発明規程」に基づき届け出ます。

記

1. 発明の名称
2. 発明に使用した研究費

| 使用した研究経費 | 研究経費総額 | 発明に要した金額 | 使用年度 |
|-------------|--------|----------|------|
| 大 学 支 出 金 | | | |
| 奨 学 寄 附 金 | | | |
| 学外共同研究経費 | | | |
| 受 託 研 究 経 費 | | | |
| 文部科学省科学研究費 | | | |
| 私 費 | | | |
| そ の 他 | | | |
| 合 計 | | | |

3. 使用した研究施設及び設備
4. 権利の帰属に関する発明者の意見
5. 共同研究発明者

| | |
|------------|--|
| 本学の共同発明者 | |
| 本学以外の共同発明者 | |

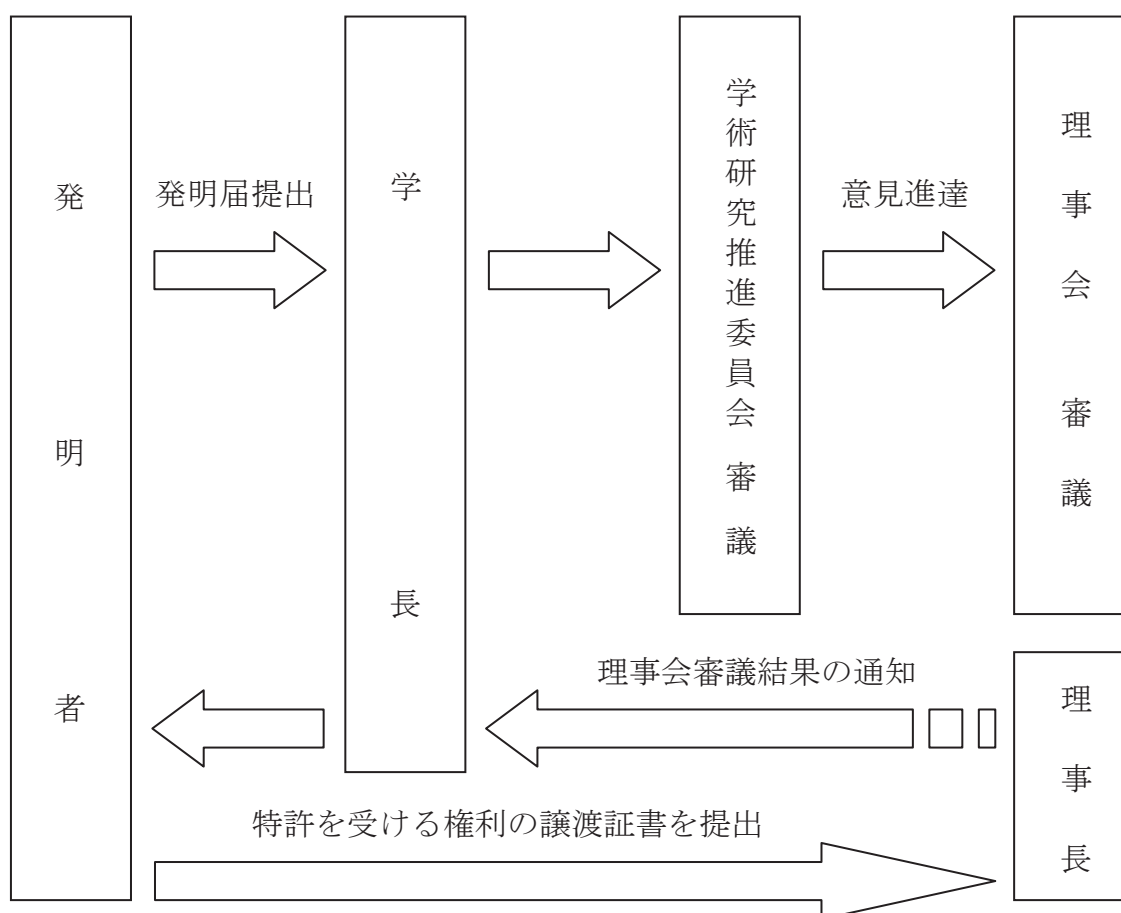
6. その他の参考事項
7. 発明の概要（詳細はA4に3枚程度を添付して下さい。）

特許出願

■概 要

本学では発明届が学長に提出されると、学術研究推進機構（機構長：学長）のもとに設置されている学術研究推進委員会（機構長、副機構長、各研究科長、各学部長等で構成）を開催し、特許を受ける権利を学園が承継するか否かについて審議を行い、その結果は学長から理事長に意見進達されます。その後、理事長は、意見進達に基づき理事会の審議を経て、当該発明に係る特許を受ける権利を学園が承継するか否かの決定を行います。

特許を受ける権利を学園が承継するという結論が出された場合は、学長からその旨の通知を受けた発明者は、譲渡証書を理事長に提出し、その後、本学園は直ちに特許出願手続きを行います。



■譲渡証書様式 15ページ

平成 年 月 日

学校法人中村産業学園理事長

殿

学 部
研究科

氏名 _____ 印

譲 渡 証 書

下記の発明に関する特許を受ける権利を、学校法人中村産業学園に譲渡することを申し出ます。

記

1. 発 明 の 名 称
2. 譲 渡 す る 権 利
3. 関係書類（別紙を添付）

特許出願から登録

■ 概 要

特許を出願するには、出願人や発明者を記載した「願書」、発明の内容と権利の範囲を特定した「明細書」、発明全体を簡潔に纏めた「要約書」、発明の内容理解に役立つ「図面」（発明の内容によっては不要の場合もある）等を特許庁に提出します。

特許庁に特許出願をすると特許法で定めた形式的な要件を備えているかどうかの審査がなされ、出願書類に不備がある場合は手続補正指令書が出願人に送付され、出願人は同指令書で指定された期間内（通常は30日以内）に補正書を提出して不備を訂正しますが、期間内に提出しない場合は出願しなかったものとみなされます。

■ 審査請求

出願人は、出願から3年以内に特許庁に審査請求を行う必要がありますが、3年以内に審査請求をしなかった場合は出願を取り下げたものとみなされます。審査請求がされると、特許庁は特許を受けることが出来る条件を満たしているか否かの審査をします。条件を満たしていない場合は、拒絶理由の通知が出願人になされますので、指定期間内（国内居住者60日以内、在外者3ヶ月以内）に意見書を提出します。

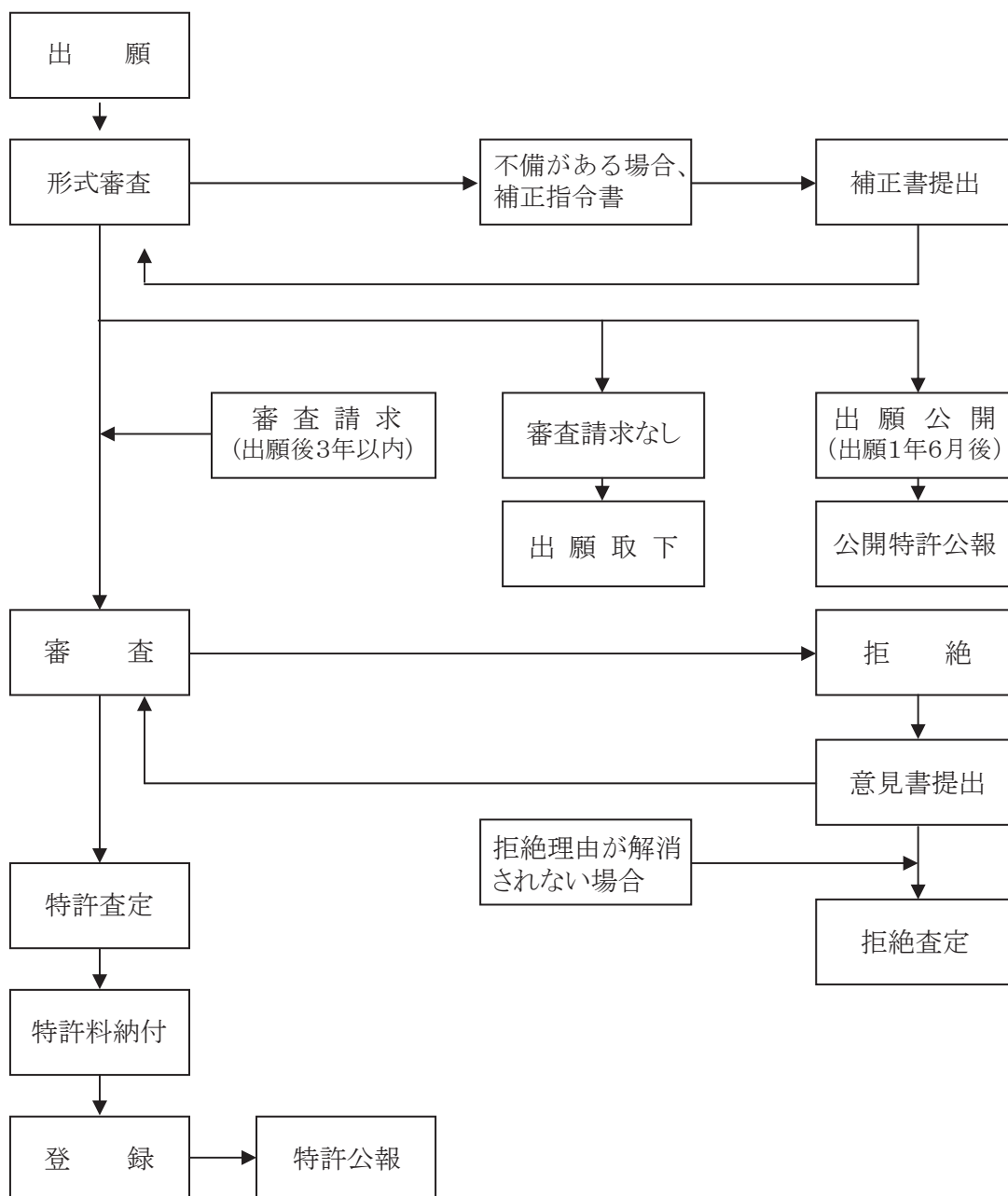
拒絶理由がなければ特許査定され、特許査定された謄本が特許出願人に送達された日から30日以内に所定の特許料を納付すると、特許権の設定登録がなされ特許広報に掲載されます。

なお、出願した内容と同様の技術を重複して研究していたり、重複して出願するような弊害を防止するため、出願から一年半を経過すると出願内容が公開特許広報に掲載されます。

■ 特許取得費用

特許を取得するまでには、特許出願料、審査請求料、特許料等それぞれの段階に応じた金額を特許庁に納付する必要がありますが、大学の研究者や大学等が職務発明として出願したものについては、産業技術力強化法第16条に基づき、審査請求料及び特許料1～3年分が半額に軽減されます。

■ 特許取得までのフロー図



国際出願

■ 概 要

特許の効力が及ぶのは特許を取得した国内に限られるため、外国で特許権を取得するためには、特許権を取得したい国に出願して特許権を得る必要があります。しかし、出願人がそれぞれの国に出願することは大変な作業を要することとなるため、外国に出願する場合、「パリ条約」又は「特許協力条約」(PCT)の何れかの制度を利用して出願する方法が一般に利用されています。

■ パリ条約

パリ条約は工業所有権の国際的保護を目的に1883年にパリで締結された条約で現在170ヶ国(2006年末)が加盟しています。日本に出願した後12ヶ月以内に特許を取得したい加盟国の言語に翻訳して出願をすれば、日本に出願した日(優先日)を基準に特許性の判断が行われます。

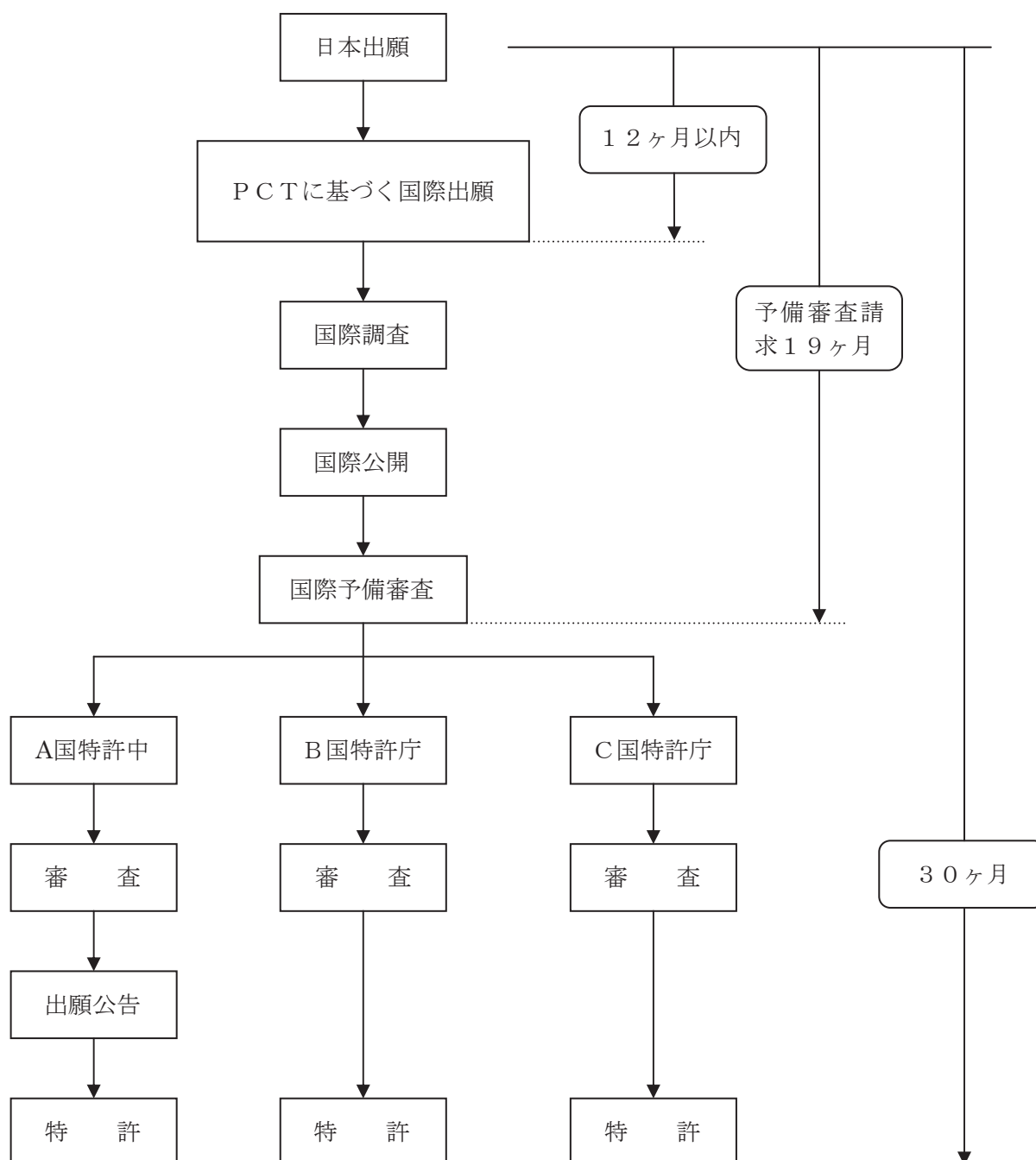
■ 特許協力条約

多くの国に出願することは出願人にとって大変な作業となり、出願を受けた各国の特許庁において、それぞれ関連する先行技術調査を行うと経済的にも効率的ではありません。そこで、外国出願の方法を合理化し、手続きを簡易で経済的なものにするため、1970年にワシントンで締結されたのが、特許協力条約(PCT)で、現在138ヶ国が加盟し8ヶ国が加盟を検討しています(2007年末)。PCT出願された出願は、総て国際調査機関により先行技術調査が行われその結果は出願人に送付されます。出願人はこの結果を検討した上で、国際出願を回避するのか、国際出願はどの国にするのかを判断することが出来るため、出願人にとって大変有効な制度となっています。具体的に出願する国が決まったら、当該国の言語に翻訳し現地の弁理士を代理人として出願することになりますが、指定国移行は殆どの国が優先日から30ヶ月以内としています。

■ 国際出願費用

国際出願時には、①受理官庁の受付・方式チェック等の業務のための送付手数料、②国際事務局の国際公開や各指定国への通知業務等のための国際手数料、③国際調査機関の調査業務のための調査手数料等が必要となりますが、指定国移行の場合は、この他翻訳手数料等が必要となります。

■ PCT出願フロー図



国際特許出願支援

■ 概 要

国際特許出願には多額の予算が必要となるため、出願人である大学にとっては大きな負担となっています。このため、独立行政法人科学技術振興機構（J S T）では、大学等で生まれた研究成果に基づく外国特許出願で、技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な発明、将来我国の産業基盤を形成する可能性のある発明、新規産業を形成する可能性のある発明、既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明等に該当するものについては、支援を行っていますのでここでご紹介します。

■ 応募方法

大学等で生まれた研究成果にもとづく国際出願のうち、①大学等が行った国内出願を基礎とした優先権主張による国際出願（P C Tルート）、②大学等が行ったP C T出願後の指定国移行出願（指定国も審査対象）で、J S Tに採択された発明が支援の対象となりますが、特許を受ける権利及び特許権が研究者等の個人に帰属するものは対象から除きます。

なお、応募受付は随時行われてますが、①の場合は、原則として国内出願日（優先日）から6ヶ月以内に、②の場合は指定国移行期限の6ヶ月以内にJ S Tに応募する必要があります。

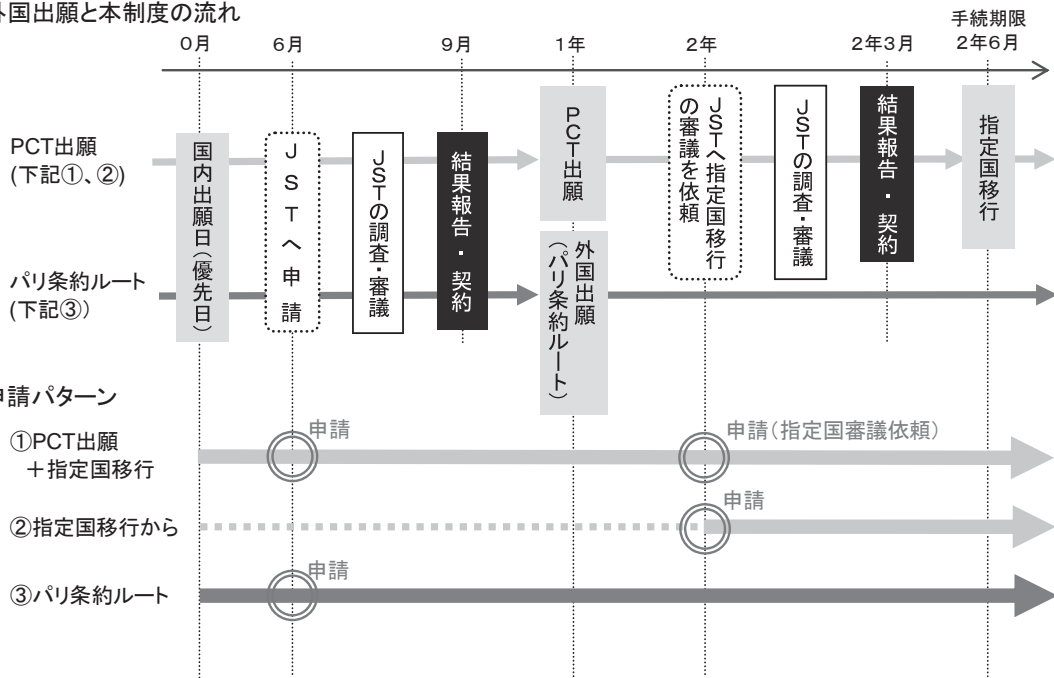
■ 支援内容

P C T出願費用・各国移行出願費用のうち、権利化までに必要な費用（特許出願・審査に関わる公的費用、特許出願・審査に関わる弁理士費用・翻訳料等）が支援されます。また、費用に関する支援のほか、技術評価・特許性評価に関する支援及びライセンス活動に関する支援も受けることができます。

なお、特許を受ける権利及び特許権は出願人（大学・T L O等）に帰属します。

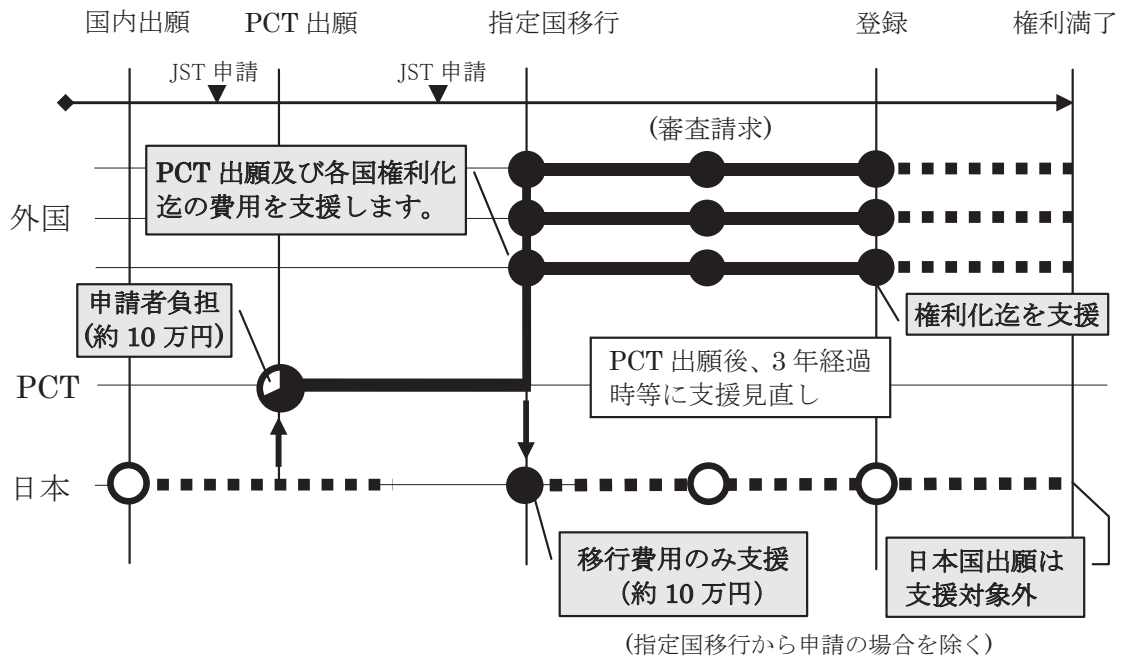
■ 支援制度活用スケジュール

● 外国出願と本制度の流れ



■ 特許出願支援制度の支援対象

● 支援対象部分



■ 詳細な内容

詳細な内容については JST のホームページ (<http://www.jst.go.jp>) をご覧下さい。

実施許諾

■ 概 要

特許を取得するには多大な経費と時間が必要ですが、苦勞して取得した特許も単に権利を確保しただけでは宝の持ち腐れになりかねません。大学が特許を取得しても、生産設備を保有してない等特許発明の実施を自ら行うことが出来ないため、大学としては、特許を企業等に譲渡（有償・無償）するか、もしくは、実施権を企業等に付与し企業等に事業化を任せることとなります。

研究の成果として生まれた発明が特許となり、この特許が企業等に活用されると大学が社会貢献することにもなります。そして、有償譲渡すなわち売却の場合は大学は代金を受け取ることが出来、実施権を付与した場合は、特許権者として実施企業からその対価として実施料（ロイヤリティー）を受け取ることが出来ますが、これには特許発明を実施する企業と実施許諾契約を締結する必要があります。

■ 実施権

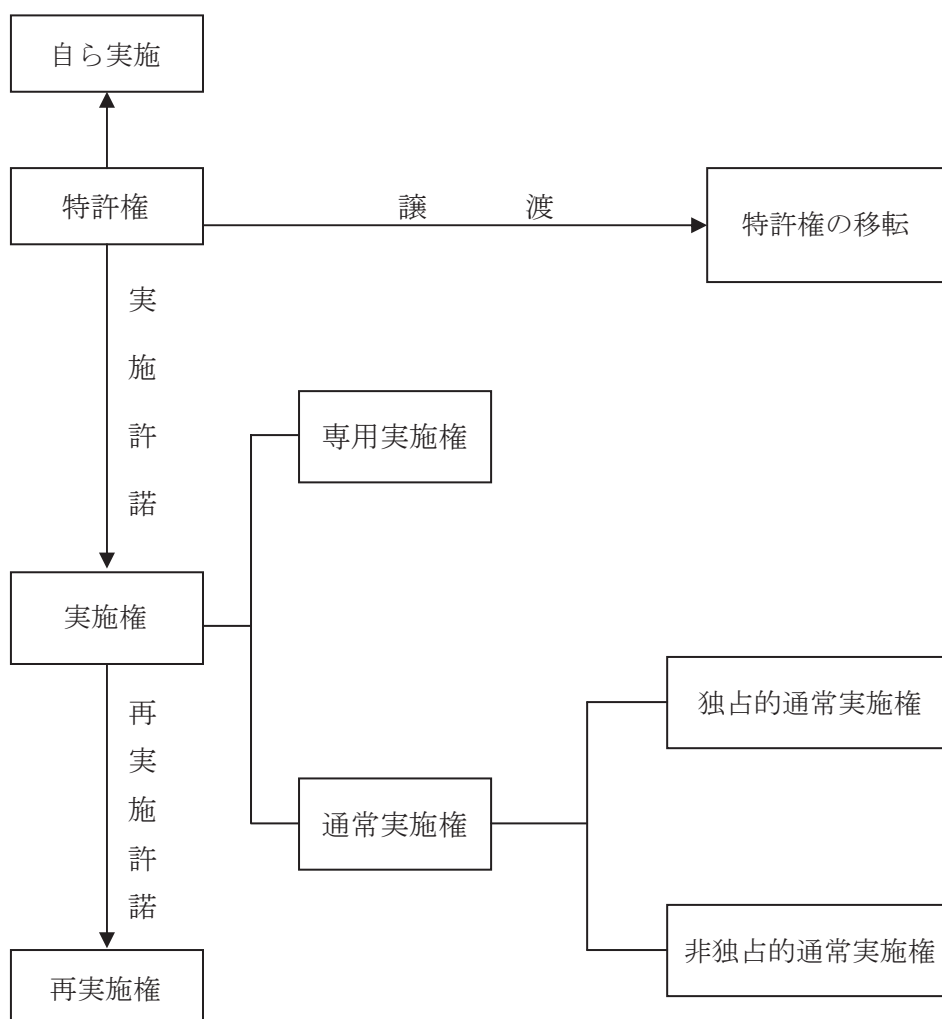
実施権とは、特許権者以外の者が特許発明を実施する権利を指しますが、実施権には、独占して特許発明を実施出来る専用実施権と、単に特許発明を実施出来る通常実施権の二つがあります。前者を第三者に与えると、特許権者も自己の発明の実施が出来なくなりますので注意が必要です。

■ 特許実施許諾契約

特許実施許諾契約書には、次のような事項を記載する必要があります。

- ・ 特許権等ライセンスの対象
- ・ 専用実施権・独占的通常実施権・非独占的通常実施権の別
- ・ ライセンスの内容（製造・使用・販売等）、期間、地域等ライセンスの範囲
- ・ ライセンスの対価
- ・ 特許権者と実施権者の義務
- ・ 契約の有効期間と紛争解決方法等

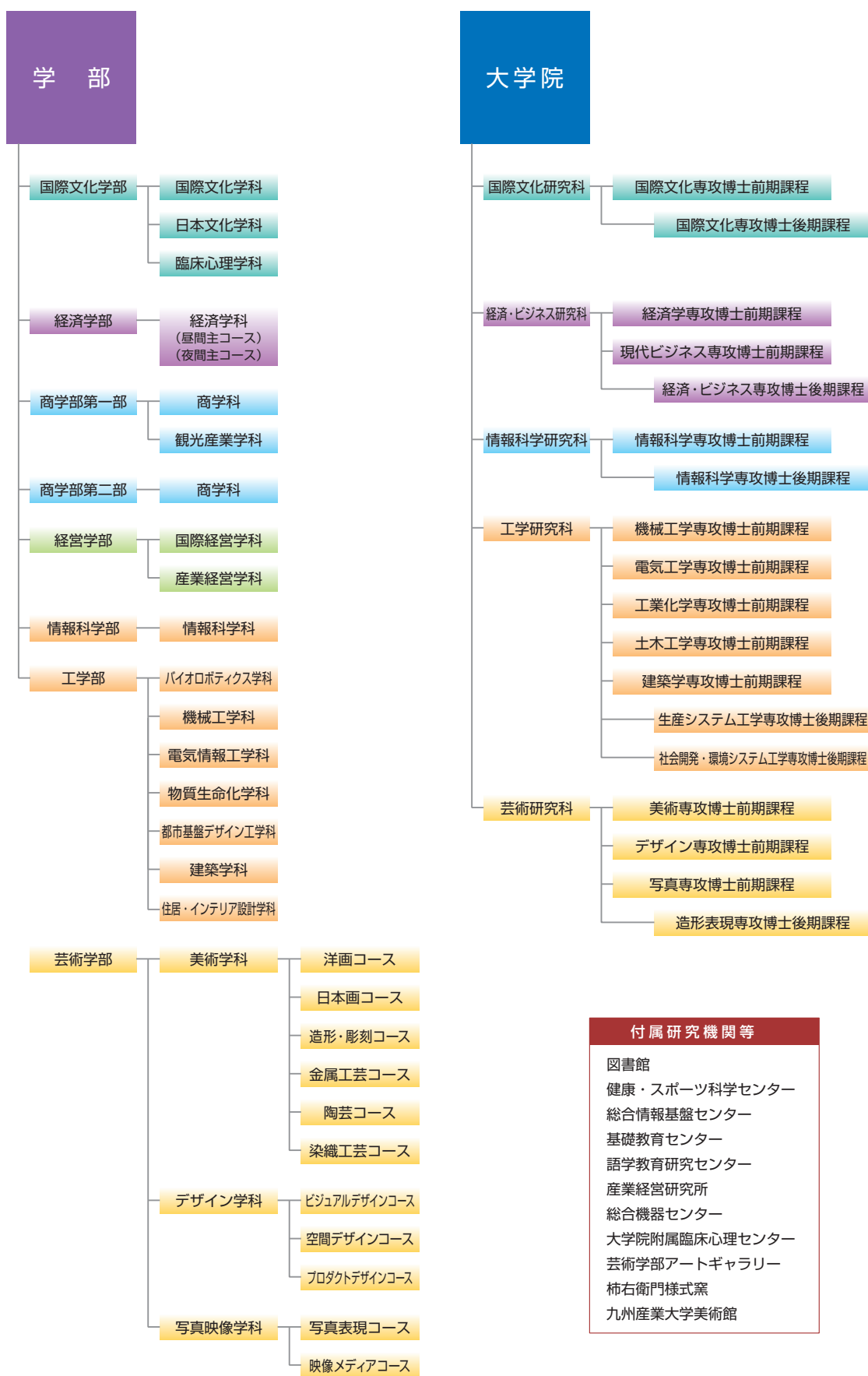
■ 特許権の利用形態

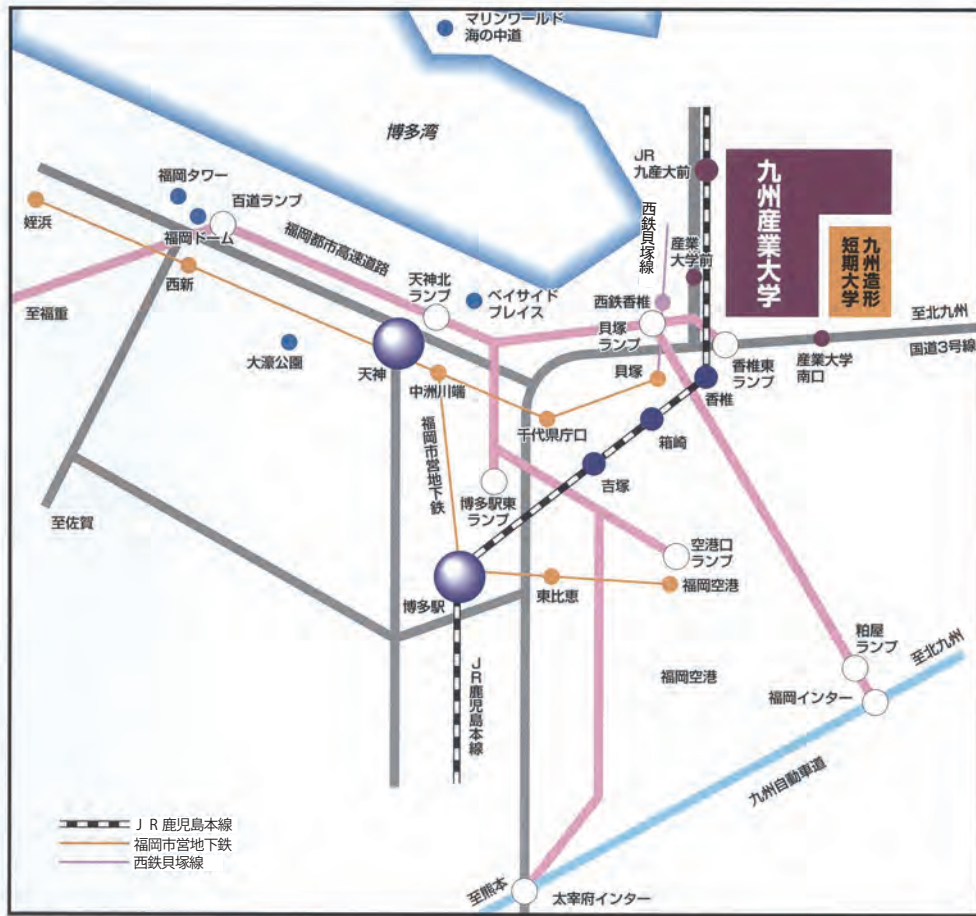


■ 専用実施権と通常実施権

| | 専用実施権 | 通常実施権 |
|---------------|--|---|
| 特許権者 | 特許権者のみが専用実施権を与えることができる。 | 特許権者・専用実施権者のどちらも、通常実施権を与えることができる。 |
| 設定登録 | 効力を発生させる要件としては設定登録をすることが必要。 | 実施権者が設定登録をすれば第三者への対抗要件となりうる。 |
| 特許権者の自己実施権の留保 | 特許権者は自己実施権を留保出来ない。 | 特許権者は自己実施権を留保出来る。 |
| 既存実施権の存在 | 通常実施権を誰かに与えていた後に、専用実施権を新たに与えることは出来る。 | 特許権者は非独占的実施権の許諾であれば、更に同一範囲のいかなる種類の実施権をも許諾できる。 |
| 実施権の事後承諾 | 特許権者は事後、更に同一範囲のいかなる種類の実施権も許諾できない。 | 特許権者は事後、更に同一範囲のいかなる種類の実施権をも第三者に実施許諾できる。 |
| 再実施権 | 専用実施権を受けた実施権者が第三者に再実施権を与えるには、特許権者の承諾が必要。 | 特許権者および専用実施権者の承諾が必要。 |

九州産業大学の構成





アクセス

- J R 鹿児島本線 博多駅から上り普通電車で約15分「九産大前」駅下車
- 西鉄バス 天神バスセンターから都市高速経由「赤間」行きで約15分
「産業大学南口」下車
- 天神から都市高速経由で約15分「産業大学前」下車
- 福岡空港から都市高速経由で約20分「産業大学前」下車

お問い合わせ先

九州産業大学 学術研究推進機構 産学連携支援室

〒813-8503 福岡市東区松香台二丁目3番1号 (23号館3階)

TEL : 092-673-5501 FAX : 092-673-5490

e-mail : sangaku@ip.kyusan-u.ac.jp

ホームページアドレス : <http://www.kyusan-u.ac.jp/J/kenkyu>

平成17年4月 (初版発行)
 平成20年3月 (第2版発行)
 平成22年4月 (第3版発行)



KSU

九州産業大学

〒813-8503 福岡市東区松香台二丁目3番1号 TEL 092-673-5050